平成２５年（フ）第７９号
静岡県富士市富士見台５丁目２番地の７　トンボ交通社宅102号、前住所北海道深川市文光町19番30号　ノーザンエポックＢ307
債務者　定岡　智則
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３７号
岡山県井原市高屋町6302番地１
債務者　山成　八重
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
岡山県浅口市金光町占見1569番地１
債務者　尾崎　史佳（旧姓三宅・宗森）
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
岡山県倉敷市大内1038番地５
債務者　藤本　　覚
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
愛知県豊川市国府町豊成74番地
債務者　竹腰　成夫
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６２号
堺市南区城山台２丁１番25―204号、旧住所堺市南区御池台１丁27番６―205号
債務者　大西　貴子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
堺市東区北野田805番地　ツイン西尾Ｂ棟303号、前住所大阪府松原市岡２丁目16番43号
債務者　浅里　敏子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
堺市北区新金岡町１丁２番24―103号
債務者　立呑み処ゆうこと　山口　優子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
堺市西区浜寺石津町西１丁１番18号ウェルハウスら・ううらか、前住所堺市西区浜寺石津町中４丁３番24号
債務者　寺内ツキ子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３７６号
大阪府柏原市玉手町18番26―103号　メゾン・ドゥ・ボヌール
債務者　武山　季史
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４４３号
大阪府柏原市円明町14番４―404号　円明府営住宅
債務者　小林　知子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３５号
岡山県倉敷市水島南緑町６番２号
債務者　秋山真成こと　馬　　眞成
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
山形県酒田市大蕨字若神子14番地
債務者　荒生　みつ
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第８１号
群馬県藤岡市藤岡1413番地４　リゼ・クレスト302
債務者　徳田トモ子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第９１号
群馬県安中市松井田町上増田2805番地２
債務者　黛　　光芳
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３３５号
埼玉県和光市白子２丁目19番10号ペイサージュ107
債務者　岩崎　仁美
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
さいたま市桜区大字白鍬420番地２　シャトレスカイⅡ102号
債務者　増子　　茂
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係